

栄養管理の基準について（特定給食施設等関係法規）

◆健康増進法（平成十四年八月二日，法律第百三号）抜粋

第五章 特定給食施設等

第一節 特定給食施設における栄養管理

（特定給食施設の届出）

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は，その事業の開始の日から一月以内に，その施設の所在地の都道府県知事に，厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は，同項の厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは，変更の日から一月以内に，その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し，又は廃止したときも，同様とする。

（特定給食施設における栄養管理）

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は，当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設設置者は，厚生労働省令で定めるところにより，当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設設置者は，前二項に定めるもののほか，厚生労働省令で定める基準に従って，適切な栄養管理を行わなければならない。

◆健康増進法施行規則（平成十五年四月三十日、厚生労働省令第八十六号）抜粋

（特定給食施設）

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

（特定給食施設の届出事項）

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

（特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

（特定給食施設における栄養士等）

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

（栄養管理の基準）

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を言うける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

◆特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

(令和2年3月31日, 厚生労働省健康局健康課長

健健発0331第2号別添2) 抜粋

第2 特定給食施設が行う栄養管理について**1 身体の状態, 栄養状態等の把握, 食事の提供, 品質管理及び評価について**

(1) 利用者の性, 年齢, 身体の状態, 食事の摂取状況, 生活状況等を定期的に把握すること。

なお, 食事の摂取状況については, 可能な限り, 給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。

(2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し, 食事の提供に関する計画を作成すること。

なお, 利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には, 複数献立の提供や量の調整を行う等, 各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう, 工夫すること。複数献立とする場合には, 各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。

(3) (2)で作成した計画に基づき, 食材料の調達, 調理及び提供を行うこと。

(4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに, 身体状況の変化を把握するなどし, これらの総合的な評価を行い, その結果に基づき, 食事計画の改善を図ること。

(5) なお, 提供エネルギー量の評価には, 個々人の体重, 体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。

ただし, より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

2 提供する食事(給食)の献立について

(1) 給食の献立は, 利用者の身体の状態, 日常の食事の摂取量に占める給食の割合, 嗜好等に配慮するとともに, 料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。

(2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように, 利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には, モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

(1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量, たんぱく質, 脂質, 食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど, 健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。

(2) 給食は, 利用者が正しい食習慣を身に付け, より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため, 各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

(1) 献立表など食事計画に関する書類とともに, 利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。

(2) 委託契約を交わしている場合は, 委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。